奈良県立自然公園条例及び奈良県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第四十六号

奈良県立自然公園条例及び奈良県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例

（奈良県立自然公園条例の一部改正）

第一条　奈良県立自然公園条例（昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第四項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第五項中「前項の」の下に「協議書又は」を加え、同条第六項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第七項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第八項中「前項の」の下に「協議書又は」を加える。

第十条第一項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改める。

第十二条第一項中「第八条第二項の同意又は同条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条第二項中「第八条第二項の同意又は同条第三項」を「第八条第三項」に、「当該同意又は」を「当該」に改める。

（奈良県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正）

第二条　奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（奈良県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置）

２　この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の奈良県立自然公園条例（次項において「改正前の条例」という。）第八条第二項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、第一条の規定による改正後の奈良県立自然公園条例（次項において「改正後の条例」という。）第八条第四項の規定による協議書及び同条第五項の規定による添付書類とみなす。

３　この条例の施行の際現に改正前の条例第八条第六項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の条例第八条第七項の規定による協議書及び同条第八項において準用する同条第五項の規定による添付書類とみなす。

（奈良県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

４　この条例の施行の際現に第二条の規定による改正前の奈良県希少野生動植物の保護に関する条例第四十七条第二項の規定によりされている協議の申出は、第二条の規定による改正後の奈良県希少野生動植物の保護に関する条例第四十七条第二項の規定によりされた協議の申出とみなす。